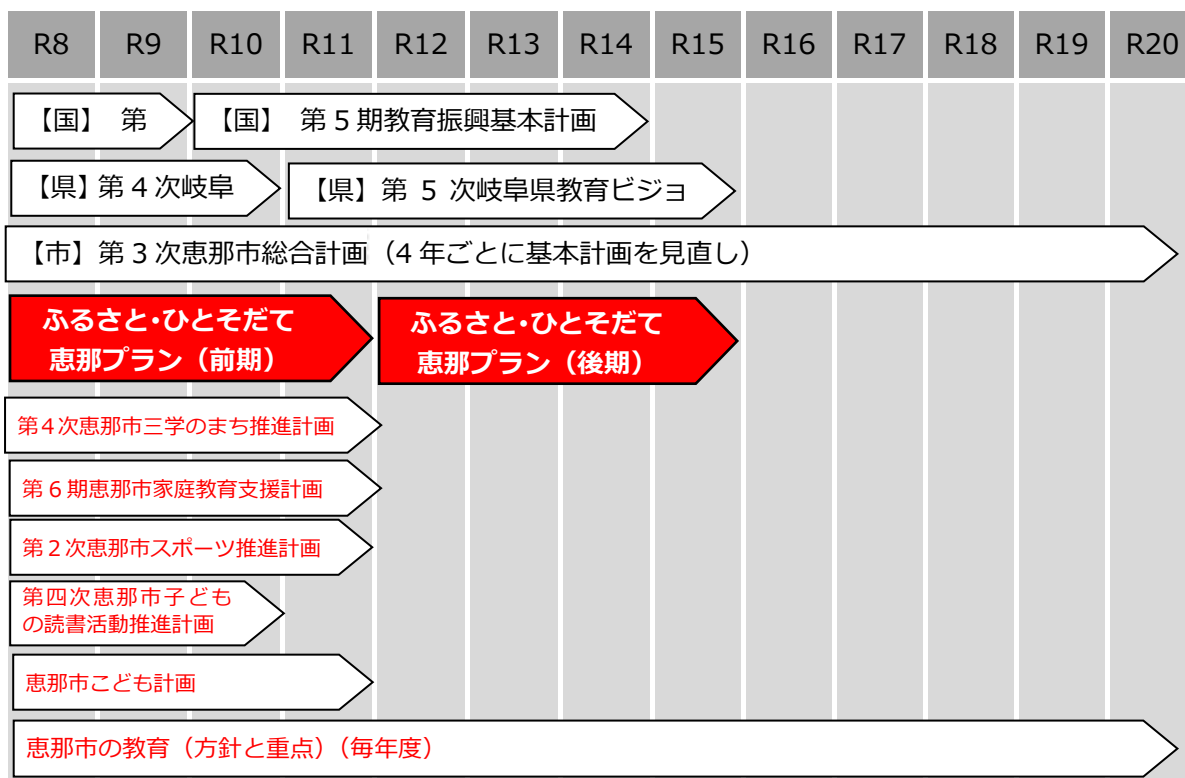
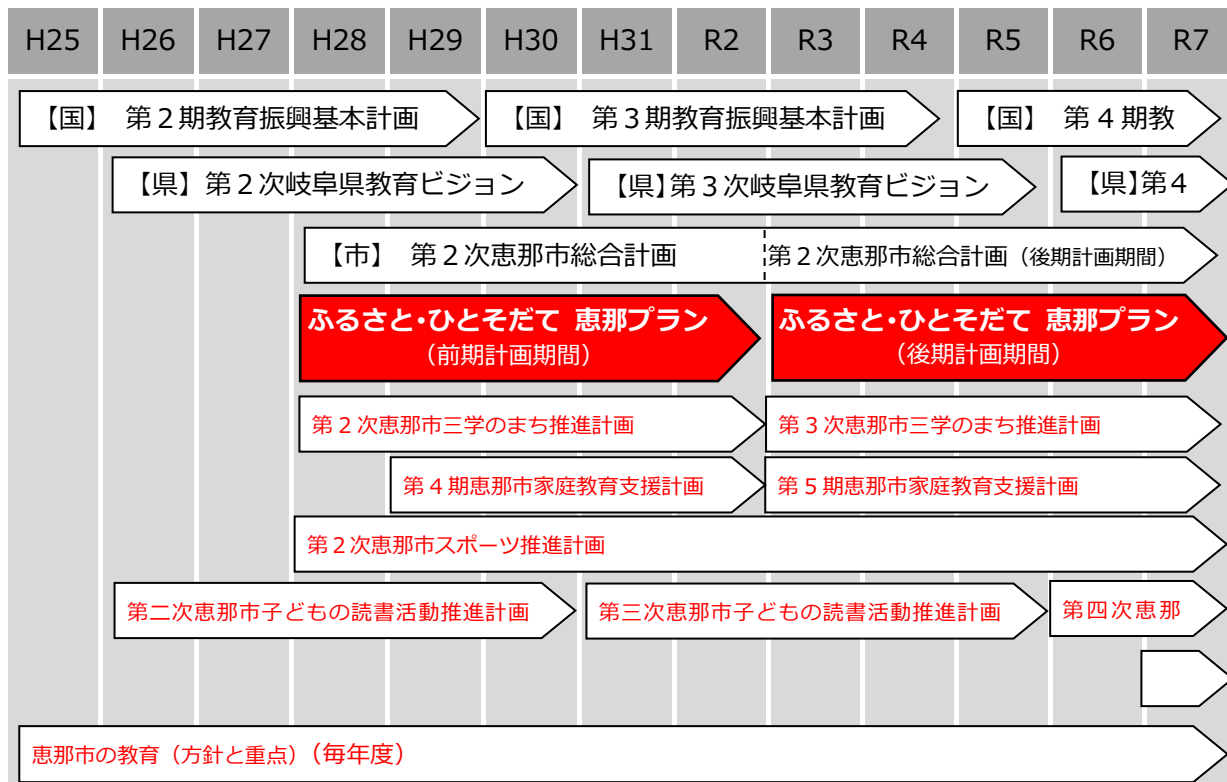


計画の期間

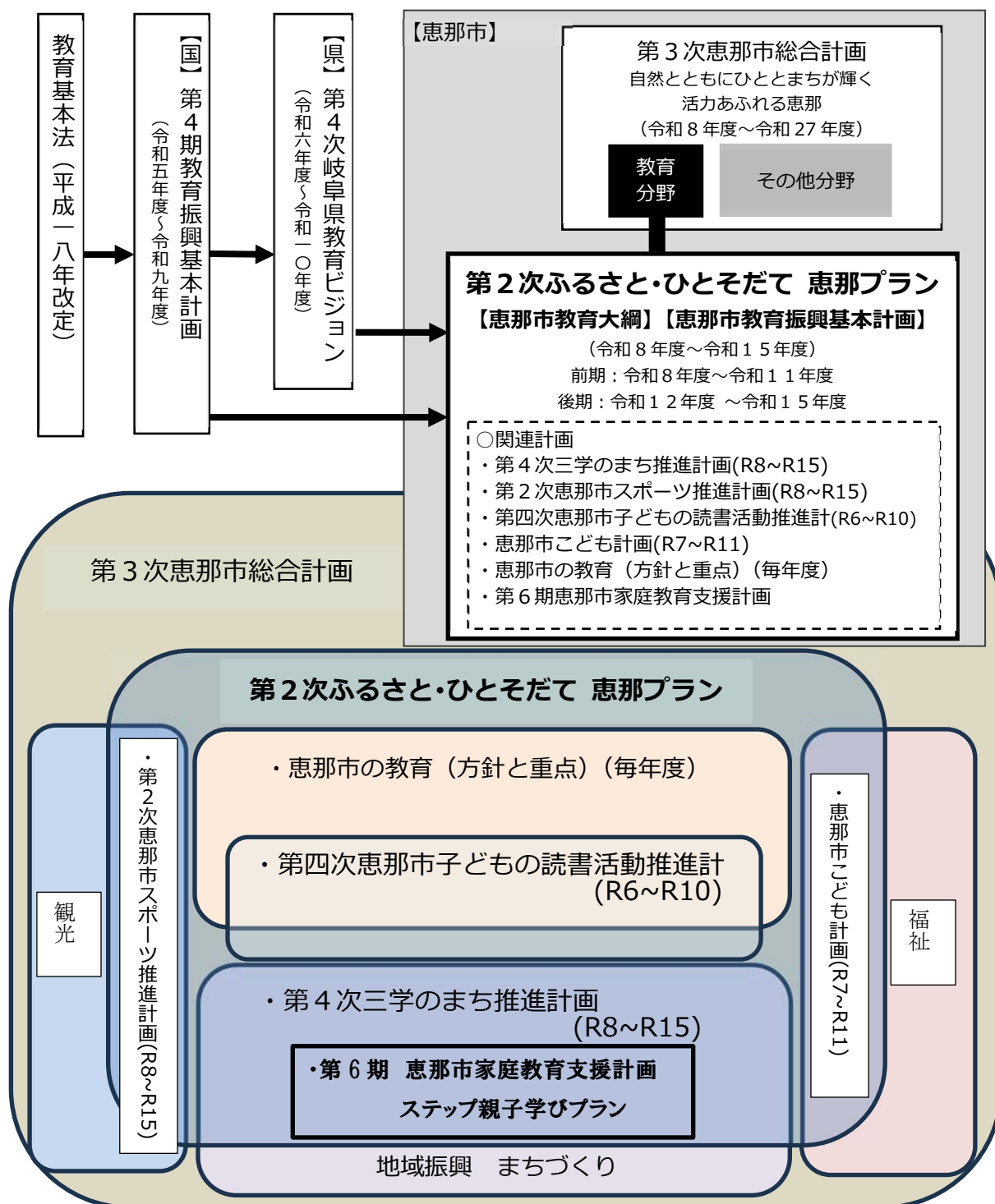
計画の期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。令和8年度から令和11年度を前期計画期間とし、中間年である令和11年度に見直しを行い、令和12年度から令和15年度を後期計画とします。



計画の位置付けと関連計画

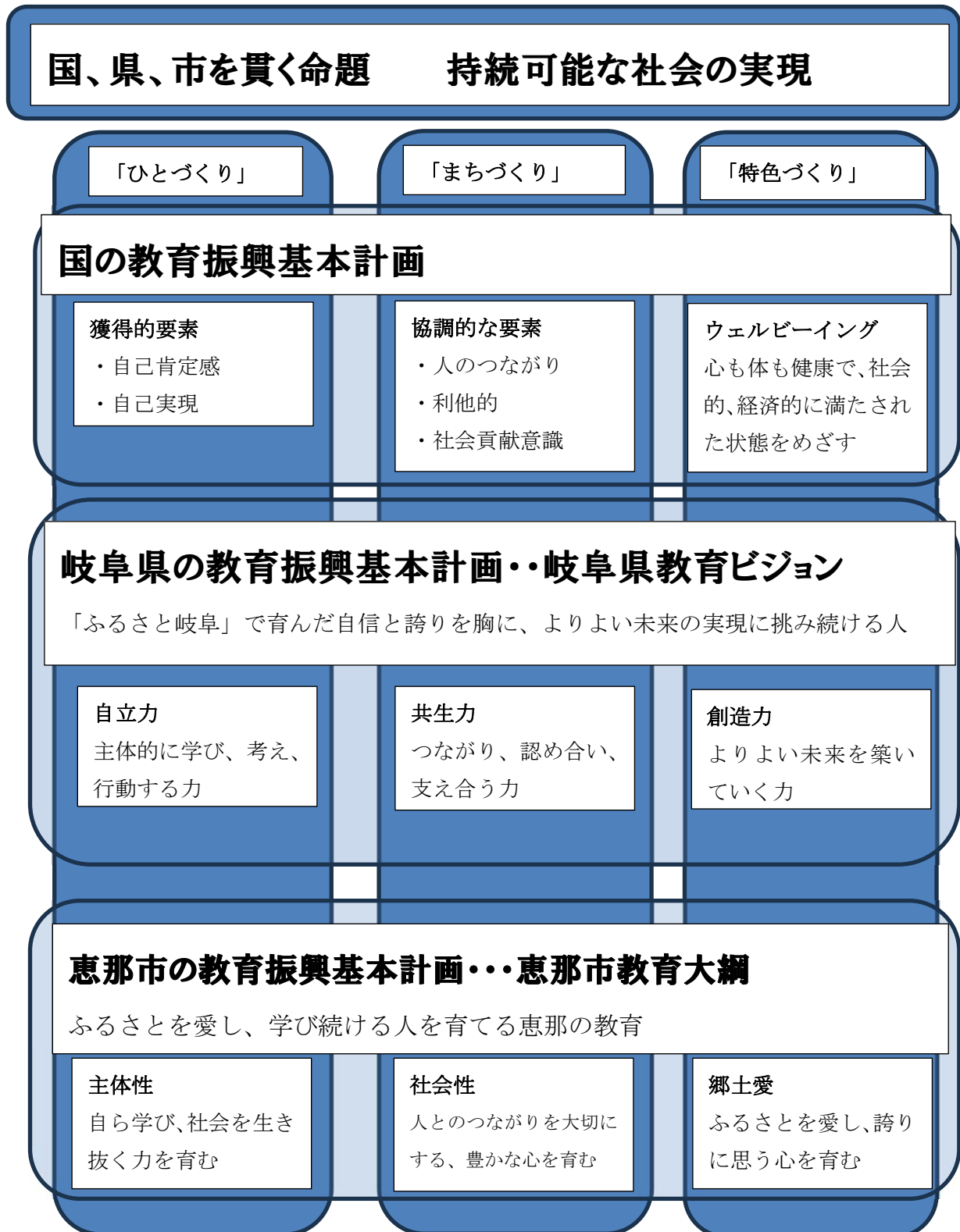
本計画は、次の3点に基づき策定するものです。

- ① 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、恵那市教育委員会が定める「恵那市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- ② 国や岐阜県の教育振興基本計画を参酌しながら策定するものです。
- ③ 「第3次恵那市総合計画」に基づく本市の教育分野のマスタープランとなるものであり、教育分野の関連計画を包括的・一体的に推進するための計画です。



国、県、市の教育振興基本計画の関連

「ひとづくり」「まちづくり」「特色づくり」の3つの柱の向上が必要とされています。この見方は、国、県、市も同様で、その視点で計画のつながりを見ることができます。



恵那市総合計画の教育分野

将来像

自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那

基本方針

基本方針 1
未来を担うひとを育む

基本方針 2
安心・・・

基本方針 3
安全・・・

基本方針 4
活力・・・

取組の柱

基本目標 1
主体性

基本目標 2
社会性

基本目標 3
郷土愛

基本理念の
実現に向け
て

取組の柱 1

こども・子育て
支援の充実

取組の柱 2

保育・教育環境
の充実

取組の柱 3

生涯学習、文
化、スポーツ活
動の振興

恵那市教育振興基本計画

計画の体系（現計画）

